

さいたま市マタニティマークキーホルダーの無償提供広告事業者募集仕様書

さいたま市では、妊娠中の方が交通機関等を利用する際に身につけていただくことで、周囲が妊婦に対して配慮できるように、母子健康手帳交付時に「マタニティマークキーホルダー」を配布しています。

このマタニティマークキーホルダー配布の趣旨に賛同し、マタニティマークキーホルダーを無償で提供していただける広告代理店を募集します。

1 事業

さいたま市マタニティマークキーホルダーの無償提供広告事業

2 事業概要

- ・事業者は、マタニティマークキーホルダーを市に無償提供する。
 - ・市は、母子健康手帳交付時に、広告物を配布する。
- ※マタニティマークキーホルダー及び広告物の製作費は事業者の負担となります。

3 納入物品

マタニティマークキーホルダー

- ・サイズ：直径 50mm 程度、厚さ 5mm 程度
- ・材質：妊娠期間中に使用可能な耐水性、かつ、安全性のあるもの
- ・付属品：ゴムストラップ（80mm 程度）
- ・袋で包装してください。袋は透明でマタニティマークキーホルダーが外から見てもわかるように、かつ、落下しないようにしてください。

4 広告物

- ・内容物：妊婦、乳幼児用商品のチラシ等
- ・サイズ：A4 以下、500 g 以下

※広告物の袋の中に、包装されたマタニティマークキーホルダーを同封してください。広告物の袋は、広告物の中身が落下しないようにしてください。

5 数量

10,700 個（マタニティマークキーホルダー及び広告物について、それぞれ準備してください。）

※本市における 1 年間の母子健康手帳作成数を参考にしています。

6 セールスポイント

- ・広告の対象者を、妊産婦等に絞り込んで、効果的な広告を行うことが可能です。
- ・広告物は、市職員が来所者に手渡しますので、漏れなく、確実に広告物を配布することができます。

7 提出に係る留意事項

- ・広告物の内容については、市と十分な協議を行い、市の上承を得てください。
- ・広告物には、さいたま市が広告主を応援したり、所定の商品を推奨したりしているといった印象を与えないようにしてください。
- ・マタニティマークキーホルダー及び包装の袋そのものには広告の掲載はできません。

8 募集形態

- ・無償提供型

9 広告の内容

- ・「さいたま市広告掲載要綱」及び「さいたま市広告掲載基準」に準じます。

10 納入方法

・配布先については、さいたま市役所母子保健課に及び10区保健センターの指定場所になります。

※配布数量・配布時期については、別途指示します。

※納入に当たっての費用は、事業者の負担になります。

11 納入期日

令和8年3月上旬頃

※上記の期日までに、市と広告物の内容について協議を終え、配布物の納入をしてください。

※納入期日の詳細については、別途指示します。

12 事業者の決定の取り消し

①正当な理由なくして、指定する期日までに手続きしなかった場合

②事業者がさいたま市の物品等供給契約関係規定により応募者の資格を失った場合。

③その他事業者が、本件の相手方として不適当を認められる場合。

④事業者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員及び暴力団員と社会的に非難される関係にある者の場合。

13 その他

手続きに関する一切の費用については、事業者の負担となります。